会議録	
１　名称	第１０期第１回江東区男女共同参画審議会
２　日時	令和４年５月９日（月）午前１０時３０分～１１時３９分
３　開催場所	江東区役所　７階　第７１・７２会議室
４　出席者	［第１０期審議会委員］ 猪瀬理恵、岩上浩之、江上千惠子（学識経験者）、長田智之、小幡亨、金子寿子、小泉博久、櫻木晃裕（学識経験者）、下島真希、白石美知子、神保惠一、古谷英恵（学識経験者）、松山亜紀、宮地明子 ［区側］ 総務部長　綾部 吉行 男女共同参画推進センター所長　川辺雅嗣 人権推進課長　壽賀奈緒美 男女共同参画担当係長　早川文愛 管理係長　小寺勇 管理係員　富所弘美、羽生理江子、久保勝広
５　議題	１．開会 ２．審議会委員委嘱状の交付 ３．区長挨拶 ４．各委員自己紹介、区側出席者紹介 ５．会長及び会長職務代理（副会長）選出 ６．会長挨拶 ７．第１０期審議会の運営について ８．「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）について ９．閉会
６　議事要旨	別紙のとおり

７　資料	資料１　第１０期 江東区男女共同参画審議会委員名簿 資料２　江東区男女共同参画審議会条例 資料３　江東区男女共同参画審議会運営要領 資料４　江東区男女共同参画審議会の会議傍聴に関する取り扱いについて 資料５　第１０期 江東区男女共同参画審議会スケジュール 資料６　江東区長期計画（抜粋）
８　摘要	欠席　　委員１名（源川郁夫） 傍聴者　３名

【別紙議事要旨】

１．開　　会

【所長】皆様、おはようございます。定刻となりましたので、第１０期江東区男女共同参画審議会委員の委嘱及び第１回審議会を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、審議会の会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきます江東区男女共同参画推進センター所長の川辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

２．審議会委員委嘱状の交付

【所長】それでは早速、委嘱式に移りたいと思います。江東区長より、委員になられる皆様方に、委嘱状をお渡しいたします。

≪　区長より出席委員一人ひとりに対し、委嘱状が交付された　≫

３．区長挨拶

【所長】ここで、委員になられた皆様に、山﨑江東区長よりご挨拶をさせていただきます。山﨑区長、お願いいたします。

【区長】皆さん、おはようございます。区長の山﨑でございます。ただいまお一人お一人、皆様に委嘱状をお渡しさせていただきました。第１０期の江東区男女共同参画審議会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。長期にわたりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

この審議会は、江東区男女共同参画条例に基づきまして、本区の男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、区長の委嘱機関として設置されておる常設の審議会でございます。審議会では、行動計画の策定や変更、その他男女共同参画社会の形成に係る重要な事項を調査及び審議し、私に意見を提出していただくことになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、本区では、令和３年に男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１（第７次行動計画）を策定いたしました。この計画は、多様性を認め合い安心して暮らせる社会

を目指すを基本理念に掲げ、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画と、ＤＶ防止法に基づく配偶者暴力対策基本計画を取り込んだ内容となっております。

女性活躍推進計画では、職場、家庭、地域など、あらゆる場で女性の活躍が進み、すべての人が、自分らしく輝けるような社会の実現に向けて、様々な取組を行うこととしております。

また、配偶者暴力対策基本計画では、配偶者やパートナーからの暴力、ＤＶの被害者に対する支援体制の整備、強化を目指しております。なお、従来の相談事業である「女性のなやみとＤＶ相談」のほか、昨年度からは「男性ＤＶ電話相談」を開設しまして、人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶を目指して被害者支援に取り組んでいるところでございます。

また、多様性を認め合う社会の実現については、差別や偏見をなくすため、より一層、人権尊重の意識啓発に取り組むこととともに、昨年度開設した「ＬＧＢＴ等電話相談」など、社会状況の変化に沿った施策を、総合的かつ計画的に推進してまいります。

さらに、男女共同参画の課題は、ワーク・ライフ・バランスやＤＶのほか、男性の家事や育児への参加促進、ＬＧＢＴ等当事者への偏見や差別の解消など、多岐にわたります。第１０期委員の皆様には、ＫＯＴＯプラン２０２１に掲げる施策の進捗管理と併せて、次期の計画改定に向けて活発なご審議をいただき、実効性のあるご提言をいただけますようお願いを申し上げます。

昨年、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されまして、そのレガシーとして、様々なものが残ったと思っております。建物で、あるいは物で言いますと、江東区には有明アリーナやアーバンスポーツパークやアーチェリー場、あるいは、アクアティクスセンター、海の森水上競技場など、そうした施設がたくさん残りました。そうした中で、スポーツというものを推進していくことが、これからの重要な課題となっておりまして、それもレガシーの一つだろうと思います。そのほかに、やはり多様性、特にＬＧＢＴなど様々な問題が多くの方に認識をしていただきました。これは大変大きなレガシーの一つだろうと思っております。せっかくの機会ですから、こうしたものをこれから根づかせて、広く多くの方に理解と、そして推進する力を皆さんで引き出していただければありがたいとも思っております。

この審議会の任期は本日から令和６年３月までと長期間になりますので、どうぞ

皆様方の活発なご意見をこの審議会で発していただいて、江東区の様々な施策の推進にご協力を賜れればありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【所長】山﨑区長、ありがとうございました。

４．各委員自己紹介、区側出席者紹介

【所長】では次に、委員の皆様から、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。お手元の名簿の順に、自己紹介をお願いいたします。

≪　委員、一人ひとり自己紹介　≫

【所長】委員の皆様、ありがとうございました。
それではここで、区長は公務により退席いたします。

≪　区長　退席　≫

【所長】それでは次に、私ども事務局の紹介をいたします。

≪　総務部長及び男女共同参画推進センター職員 自己紹介　≫

【所長】それでは、次に、本日の会議資料について確認させていただきます。事前にお送りしたものが、資料２から資料６、本日お配りしたものは、次第、席次表、資料１、男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１の全文と概要版、最後に意見シートでございます。なお、男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１の冊子は貸出用になりますので、本日は机上に置いたままお帰りください。資料がお手元にない、または不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

５．会長及び会長職務代理（副会長）の選出

【所長】次に、本審議会の会長と会長の職務代理、副会長を皆様の中から選出していただきたいと思います。最初に、会長の選出でございます。江東区男女共同参画条例の

第１８条では、審議会の会長は委員の互選により定めると規定しております。皆様、どなたか会長に推薦したい方はいらっしゃいますでしょうか。

≪　委員の互選により、会長には江上委員が就任　≫

【所長】次に、会長職務代理者、いわゆる副会長の選出に移ります。こちらは、条例の規定により会長が指名するとされております。会長には、職務代理者、副会長２名の選出をお願いしたいと思います。

≪　会長より櫻木委員、古谷委員が指名され、副会長が決定　≫

【所長】これで、正副会長が決まりました。それでは、江上会長、櫻木副会長、古谷副会長は、お席の移動をお願いいたします。

　それでは、これから審議会の議事に移りますが、本日は傍聴を希望される方が３名おいでになっております。傍聴者の入室後、会長からご挨拶をいただき、議事に入るという流れになります。では、ご案内いたします。

（傍聴者入室）

６．会長挨拶

【所長】それでは、第１回目の審議会の議事に先立ちまして、江上会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】会長に指名されまして、そろそろ副会長のどちらかにお願いしたいという気持ちもありますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。さきほど自己紹介しましたが、弁護士をしておりまして、主な仕事は、個人事件はもうあまりやらず、どちらかというと、会社倒産法、破産管財人や清算人の仕事や、本を書くなどを中心にしております。専門は、民事、労働関係、不動産関係が専門と見られていると思います。男女共同参画のこの審議会、面白い問題がたくさん出ますので、自由闊達な意見を出して、江東区のために良い会議にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【所長】ありがとうございました。それでは、この後の議事進行は江上会長にお願いいたします。

７．第１０期審議会の運営について

【会長】それでは、早速、議事に入ります。議題７「第１０期審議会の運営について」、所長から説明をお願いします。

【所長】それでは、議題７「第１０期審議会の運営について」ご説明いたします。

（１）審議会の目的・根拠

資料１をご覧ください。第１０期の審議会委員の名簿になります。学識経験者の方が３名、団体等推薦の方が８名、公募の方が４名でございます。また、今回、この審議会の委員に初めて就任される方も６名いらっしゃいますので、まずは審議会について、概要を簡単にご説明させていただきたいと思います。

最初に、審議会の目的、根拠でございます。この男女共同参画審議会は、区長の附属機関として、行動計画の策定や男女共同参画社会の形成の推進に関わる重要な事項の調査、審議などを行うために設置された会議体でございます。

ここで資料２をご覧ください。江東区男女共同参画条例です。第１章総則から第５章までございます。

５ページをご覧ください。下段にあります第４章は、男女共同参画審議会に関する規定となっており、第１５条に基づき、男女共同参画審議会は区長の附属機関として設置されております。

６ページをご覧ください。第１６条に本審議会の所掌事項が定められております。まず、第１項で審議会は区長の諮問に応じ、行動計画の策定云々等とございます。本日、皆様にお配りしました男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１は、区長が第９期の審議会に諮問して策定されたものでございます。計画の策定以外では、行動計画の施策の進捗状況等を管理、分析して、施策推進のための助言や提言をいただいております。

次に、資料３「江東区男女共同参画審議会運営要領」をご覧ください。要領の第２条により、組織は１５名以内の委員で構成し、内訳は記載のとおりとなっております。任期は委嘱の日から２年以内の最終の３月３１日までとし、再任を妨げません。第３条により、事務局はこちらの総務部男女共同参画推進センターにおいて処

理いたします。第４条により、その他審議会の運営に必要な事項については、会長が審議会に諮って定めることとしております。

（２）傍聴規定について

資料４「江東区男女共同参画審議会の会議傍聴に関する取り扱いについて」をご覧ください。本審議会は、資料２の条例第１９条で、会議は公開とするとありますので、一般の方の傍聴を可能とし、会議録も公開しております。資料４の会議傍聴に関する取扱いで、事前申込みにより５名まで可能としております。

（３）第１０期審議会スケジュール

資料５をご覧ください。本審議会の今年度のスケジュールでございます。令和４年度は、４回の会議を予定しております。議題、案件につきましては、現時点での予定でございます。国や都の動向により追加、変更となる可能性もあることをあらかじめご了承をお願いいたします。

第２回では、昨年度の進捗状況の報告、第４回では、本センターでの事業実施状況や国、都における動向などをご報告する予定でございます。また、第３回では、委員の方々に視野を広げていただくために、施設見学会も予定しております。見学先につきましては、皆様のご希望をお伺いしながら決めていきたいと思います。ちなみに、第９期は東京臨海防災公園そなエリアと、有明子ども家庭支援センターを見学いたしました。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

【会長】今の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

参考資料の「ＫＯＴＯプラン２０２１」ですが、委員の名前を書いて専用にしていただけると、書き込みができて良いのではないでしょうか。専用で無いと、人の書き込みを見ることになりますので。

【所長】今後は、委員の皆様の名前を書いたものをご用意します。

８.「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」（第７次行動計画）について

【会長】議題８「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１（第７次行動計画）について」、所長から説明をお願いします。

【所長】男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１について、ご説明させていただきます。本日は、計画の本書と概要版をご用意しております。主に概要版に沿ってご説明させていただきます。

１．計画策定の趣旨〔プラン概要版Ｐ２〕

概要版の２ページ目をご覧ください。本区では、男女共同参画社会の実現を区の重要施策の一つとして位置づけております。

恐れ入りますが、資料６をご覧ください。江東区長期計画（抜粋）という資料でございます。これは、１０か年計画の総合計画で、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものでございます。全部で２７ある施策のうちの１つに、多様性を認め合う社会の実現が掲げられております。施策実現のため、４つの指標がございます。令和６年度までの目標値が設定されておりますが、現状値はどれも低い値となっております。

裏面の２ページ目をご覧ください。下段に、関連する個別計画として男女共同参画行動計画と記載されております。この個別計画が、男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１でございます。

２．計画の性格〔プラン概要版Ｐ２〕

概要版の２ページ目へお戻りください。ただいまご説明いたしましたように、本計画は江東区長期計画の分野別計画であり、区の男女共同参画条例に基づいて策定されております。さらに、女性活躍推進法に規定する女性活躍推進計画、ＤＶ防止法に規定する配偶者暴力対策基本計画も含まれた内容となっております。

３．計画の期間〔プラン概要版Ｐ２〕

本計画の期間は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間とし、具体的な行動期間は令和７年度までの５年間としております。

４．計画の基本理念〔プラン概要版Ｐ３〕

３ページをお開き願います。本計画における基本理念は、多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指すとし、様々な違いを認め合う中で、男女の性別に関わる固定観念等の解消に向けた施策を主体とし、性別に関わる基本的な認識の中にＬＧＢＴ等の存在を常に意識して、この計画の体系のあらゆる場面において考慮しております。

５．計画の目標・評価指標及び目標値〔プラン概要版Ｐ４〕

４ページ目をご覧ください。計画の達成度をはかるため、目標ごとに評価指標と、その指標の現状値と目標値を記載してございます。５年に１回実施する男女共同参画に関する意識実態調査などで現状値を把握し、目標値に達成したかどうか、進捗

状況を評価してもらいます。

６．計画の体系〔プラン概要版Ｐ５、６〕

５ページをお開きください。５ページと６ページ見開きで計画の体系図となっております。左側に、縦長で、計画の基本理念を表示しております。この基本理念を受けて５つの目標を定め、これらの目標達成のために１０の課題を設定し、さらに課題解決のための２５の施策を設けております。各施策の下に、例えば広報誌の発行など、具体的な事業が展開されております。逆に言えば、個々の事業は課題解決、目標・基本理念の実現に向けて実施されており、委員の皆様には、今後、様々な事業が目標に向かって進んでいるか、という視点でご意見をいただくことをお願いいたします。

７．計画の内容〔プラン概要版Ｐ７～１７〕

７ページをお開きください。「７　計画の内容」として、目標ごとに、課題・施策の概要や方向性等を説明しております。なお、青字で記載されております各取組の詳細につきましては、後ほど本書のほうでご確認ください。

まず、目標Ⅰの「課題１　男女共同参画の意識づくり」でございます。この課題の解決のために、施策１では、情報発信に当たっては、分かりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努め、２つの取組を推進してまいります。

次に、「課題２　男女平等教育の推進」でございます。施策２では、こどもたちが男女平等や男女共同参画の考え方に触れる機会をつくるために、２つの取組を行います。

８ページをご覧ください。施策３では、教職員や保育士の意識を高め、学習・生活・進路指導等に活かすかすために４つの取組を実施いたします。「課題３　多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援」ですが、施策４で、区のセクシュアリティに対する理解を深めるために２つの取組を行います。施策５では、一人ひとりが取り組む健康保持・増進活動を支援するとともに、心の健康づくりを推進するために３つの取組を推進いたします。

９ページをお開きください。ここからは目標Ⅱになりますが、目標Ⅱと目標Ⅲの課題４から課題７までが女性活躍推進計画に当たります。

まず、目標Ⅱについて、「課題４　個人や家庭に向けた支援」の施策６は、子育てや介護に関する知識や技術の習得を支援するために４つの取組を行います。施策７

は、ワーク・ライフ・バランスの重要性について広報・啓発するための取組を行います。施策８は、子育ての悩みや不安の軽減を図るために４つの取組を実施いたします。施策９は、介護者の負担感や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援するための取組を行います。

１０ページをご覧ください。「課題５　働く場における男女共同参画の推進」ですが、施策１０は、区内の事業所や労働者に向けて男女共同参画に関する法制度などの情報提供を行うために２つの取組を行います。施策１１は、女性に、ニーズに応じた相談体制を充実し、職業能力向上を図るための４つの取組を実施いたします。

１１ページをお開き下さい。施策１２は、性別にかかわりなく能力を発揮でき、働きやすい職場づくりに向け、区内の事業所に対し、情報提供するとともに、意識啓発を行うための２つの取組を行います。

１２ページをご覧ください。目標Ⅲの「課題６　地域における男女共同参画の推進」ですが、施策１３は、地域活動に参画できるよう、情報提供やきっかけづくり、参画しやすい環境を整え、学習機会の充実や女性リーダーの育成を図るため、２つの取組を実施いたします。施策１４では、区民主体のまちづくりに関するワークショップや、行政の計画づくりにおいて、女性の参画を推進するため２つの取組を行います。「課題７　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」の施策１５は、区の審議会等において女性の積極的な登用を図るための取組を推進いたします。なお、課題４からここまでが女性活躍推進計画にあたります。

１３ページをお開き下さい。次に、目標Ⅳになりますが、目標Ⅳの「課題８　ＤＶの防止と被害者の支援」は、内包する計画のうち配偶者暴力対策基本計画にあたります。このうち、施策１６では、地域全体であらゆる暴力の根絶を目指し、また、交際相手からの暴力防止に向け、若年層の意識啓発にも取り組むため、２つの取組を実施いたします。施策１７では、関係各所と連携しながら相談窓口を充実し、周知を図るとともに、被害者等やそのこども等の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制を整備するため２つの取組を行います。施策１８は、被害者の新たな生活を支援するため、一人一人の状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行う体制を整えるために２つの取組を行います。施策１９は、相談員の専門的能力を高めるとともに、窓口で対応する職員等の研修を行い、職員の意識向上を図り、二次被害を防止するための取組を実施いたします。

１４ページをご覧ください。施策２０は、幅広い連携・協力体制を整備し、被害者一人ひとりの状況に応じた、実効性のある支援体制を整えるために、２つの取組を行います。

１５ページをお開きください。「課題９　性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援」ですが、施策２１で、性暴力や様々なハラスメントなどを防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発に取り組み、また、性暴力被害者のための相談にも対応するため２つの取組を行います。施策２２では、児童・高齢者・障害者への虐待を防止するため４つの取組を行います。

１６ページをご覧ください。目標Ｖの「課題１０　推進体制の充実」になります。施策２３は、男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、男女共同参画推進センターの充実を図るため５つの取組を行います。

１７ページをお開きください。施策２４は、区が率先して庁内における男女共同参画を推進するとともに、モデル事業所としての役割を果たしていくため、区の女性管理職の比率を向上させるなど、３つの取組を行います。施策２５は、男女共同参画に関する施策を着実に実行していくため、本審議会の開催を通じ、区の男女共同参画推進に向けた区民の参画を促し、また、庁内においては、関係部署と連携を図り、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を定期的に把握するなど、３つの取組を行います。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

【会長】以上の説明に関しまして、何かご質問やご意見はございますか。

【副会長】施策のご説明と関連しまして、先ほどの条例の関係でお伺いします。条例の第１６条の第１項と第２項についてです。前期の第９期の際に、本審議会で何を目的にどのようなことをすればよいのかということを、もう少し明確にしていただけると審議しやすいのではないか、という意見を申し上げました。それとの関連ですが、第１６条につきましては、区長から諮問があった事項について、区長に意見を述べることができる点、目的があって範囲が決まっていて、何をしたら良いのか、非常に明確で分かりやすいと思います。少し分からなかったのが、第１６条第２項のところで、意見を述べることができるということが、どの程度をセンターとして、あるいは行政側としてはお考えなのか、という点をお伺いできればと思います。いろいろなパターンがあるかと思いますが、あくまでも先ほどご説明いただきました、施策に沿った形で行政活動が適切に行われているのかどうか、監視やチェック機能

としての意見を求められているのか、そうではなくて、あくまで施策の範囲内でチェックプラス何かアイデアがあればという、もう少し積極的な面まで求められているのでしょうか。３番目としましては、施策にプラスアルファして、例えばそれぞれの出身の団体のところで、こういうことが問題になっているので施策をさらに追加してほしいです、というところまで意見を述べて構わないのかというところ、３つのパターンがあるかなと思います。通常、諮問機関になりますと、諮問事項があってということで、枠が決まっているかなとは思うのですけれども、どの程度のことをお考えなのか。先ほどの所長のご説明ですと、施策に沿った形で意見を頂戴できればというご発言がありましたので、どの段階、１か２かなというのが私の感覚ではございますけれども、どのレベル感でもって審議会の意見というのをお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

【所長】諮問については、基本的には計画を策定するための意見をいただいて、策定するのは区側ですけれども、それに対するご意見をいただいて、その計画をつくるというのが諮問になります。それ以外の諮問というのは、恐らく今までないと思います。ただし、この計画に沿って、例えば、近々ですと、学校の名簿では、男女の別を無くしたほうが良いということを長く言われていましたが、それを計画に反映しました。反映する以前にも、そのような意見があったことについては、決定権はないので、教育委員会に対して意見を上げたいということで、実際に状況を聞くために、教育委員会事務局が審議会に出席して、説明したことなどが過去にはあります。そのような形で、このプランに沿って推進できるように、具体的な事例などがあれば、事務局も調査をいたしますし、進めてまいりたいと思います。ただし、あくまでも区の施策ですので、区が決定、最終的には議会が決めるという形になりますので、推進のためのご意見があれば、区側の庁内会議である「行政会議」がありますので、そのような会議を通じて、各所管には審議会からの意見をお伝えします。先ほどの３番目のプラスアルファというのも、こういうことをしてほしい、という意見などがあればお伝えはします。ただし、それについてできるかどうかというのは、最終的に予算が発生して、その段階でできるかどうかということなので、それ以上のことは少し難しいのかなと考えております。

【副会長】単なる諮問機関ですので、本審議会に決定権というのはないというのは、もちろん重々承知の上で発言をしております。あくまでも、区長に対して意見を述べる

ところまでである、というところだと思います。そして、審議会につきましては、合議体ですので、単発での、個々の感想ということではなくて、審議会として、合議体として意見を述べるということはできるというのは、認識をしております。その上でお伺いしたいのですが、男女の問題等につきましては、審議会自体としてこういうことをしていただきたい、というような要望を出していたかと思うのですが、それがどこにかかってくるのでしょうか。位置づけがよく分かりません。先ほど所長がご説明で、後で施策に盛り込んだということであれば良いのですけれども、その前の段階、施策に盛り込んでいない段階で、何か意見を審議会としてお願いをする、意見を述べるということまで認められて、先ほど申し上げました３番目のところまで認められているということでよろしいのか、ということを確認させていただければと思います。

【所長】それでよろしいかと思います。あくまでも、計画は５年に一度の作成になりますので、計画に載っていないことでも意見を上げて、次の改定版にその辺を盛り込んだ計画を作っていかなければいけないと思います。もしあれば、その辺を課題として調査を行ったり、ご意見をいただきながら、各所管と協力をして対応したいというところですので、男女共同参画のいわゆる社会の実現のための意見であれば、上げていただいて良いと思います。

【会長】審議会の意見として、例えば、ＫＯＴＯプランの７６ページにも、女性管理職比率の向上ということで掲載しています。学校名簿についても、男女をなくすべきだということを審議会意見で出していますので、ただ意見の交換があったということではなくて、合議体として載せようと、区長に強く働きかけようというようなことはできると思います。諮問といっても、一歩踏み込んでいっても良いのではないか、という感じはしております。

【所長】計画の策定期間は１年しかないので、その中で新しく意見を上げるというのは、なかなか難しく、名簿については前々からご意見があって、先ほど申し上げたように所管の説明などを受けながら、その計画を策定するときに、審議会の意見として上げていこうというのがあったと思いますので、何年かかけて、課題を上げていくということはあると思います。

【会長】ほかにご意見やご質問はありますか。

ただいまの所長からの説明で、本件についてはこれで終了します。本日の議題は

全て終了ということになりますが、言い足りなかったことなどがあれば、後で意見を送ることもできますので、よろしくお願いします。事務局から何かありますでしょうか。

【所長】事務局から２点ほど事務連絡がございます。

まず１点目、今、会長からお話がありましたが、本日お配りした意見シートがございます。今回、言いそびれたことや、後で気がついたようなことがあれば、意見シートに書いて提出をお願いします。意見シートについては、まとめまして、次回の審議会では皆様にもご報告するような形を取っておりますので、よろしくお願いします。意見シートは、５月２０日までに事務局へご提出をお願いいたします。

２点目は、委員のみなさまへの連絡方法についてです。ご連絡は、通常、メールで行わせていただきますのでご了承ください。問題のある方いらっしゃいますか。

最後に、次回の審議会の日程です。第２回審議会は、７月１１日の月曜日、午前１０時からです。場所は、扇橋にあります男女共同参画推進センター、通称パルシティ江東で行います。おおむね２週間前までに通知いたしますので、よろしくお願いします。事務局からは以上となります。

【会長】９期はコロナの関係でＺｏｏｍが多かったですが、今後もＺｏｏｍを入れていくという考えはありますか。全員Ｚｏｏｍだと、傍聴者が参加しづらいのかもしれませんが、いかがでしょうか。

【所長】状況によりますが、どうしても会場に行けないという方があれば、オンラインも併用したいと思います。会場とオンライン併用でご意見をいただくのは、進行が少し難しくなりますが、オンラインも併用してやっていきたいと考えています。ご家庭の事情もありますので、なるべく多くの方に参加していただいてご意見をいただければと思いますので、オンラインも取り入れていきたいと思います。

【会長】できるだけ、皆さんが参加しやすい形を取ったほうが良いのではないかと思います。皆さんのお顔をぜひ私は拝見をしたいのですが、どうしても都合悪ければ、オンラインも活用したほうが良いと思います。

【委員】次回の審議会で、男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１についての進捗状況の報告があるということですが、男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１の７ページや、資料６のところで、指標とその目標値の話が出ましたが、目標値がなぜこの数値になったのかということを、分かる範囲で教えていただきたいです。例えば、現状値

の２０１９年は、「学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合」は４５．９％で、「多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合」は、４６．３％ですが、現状値はあまり変わらないのに、目標値が、片方は７０％で、片方は８０％になっているのはなぜかと思いました。例えば、相談窓口については、知っているほうが良いと思うので、現状値は２８．３％だけど目標は７０％というのは感覚的には分かるのですが、前例があってそうしているのか、どこかの自治体がこうなっているからなのか、公開できる範囲でその根拠などを教えていただきたいと思いましたが、難しいでしょうか。

【所長】基本的には、国の計画があると、その数値に合わせています。また、事務局案として出したときに、審議会のご意見をいただいて少し上げたというような数値もありますので、その辺は皆さんの感覚になっています。何か根拠があった数字ではなく、もう少し上げたほうが良いなど。次回の審議会では、分かる範囲で、皆さんに資料をお示ししてご説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会長】区の審議会等への女性の参画率については、１５年前に私が会長になったときに、行政案はたしか３０％でしたが、会長と審議会委員の方々が、理想は半分ずつの５０％ですが、未来を見据えた割合にしようということで、４割。本当は少し上げないといけないかもしれませんが、それがそのまま残っているという、歴史的な経緯がございます。

【委員】その辺を教えていただくと、新しいメンバーの方も含めて、いろいろな経緯や状況が分かるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【副会長】国や行政が出している最低の数字の３０％というのは、カンター指数という数字がありまして、カナダの社会学者の人が提唱しました。３０％を切ってしまうと、要は全然意見が反映されないので、最低限度の研究や少数意見を少数にしない数字が３０。それが、そのままずっと国が掲げていて、それを下げてはいけない。そこから、例えば経済産業省とか厚生労働省が、それぞれ何となく、そこの審議会でつくられた数字なのです。行政団体や経団連、それが勝手に独り歩きして、ほとんどの人はその根拠を知らないです。行政の人も、担当者が外れたら、もう知らない。でも、それがそのまま残っているというのがほとんどなので、今のような意見を出していただくと、このようなお話ができます。最初は感覚で作っていないで、審議会などで議論し、統計学的にも正しいというか、社会科学的に正しい数字が元々あ

りましたが、その次の代になったときに全うできていなくて、それをきちんと考えながら、どの数字を我々は設定するべきなのか。基本的な理想は当然５０、５０なので、そこに達していないのはなぜか、頑張ろうではなく、今回減少した理由が何かなど、そこから発想していけば、社会イノベーションの第一歩ではないかと思います。

【会長】ほかになければ、これで終わります。

９．閉　会

【会長】次回の審議会は、７月１１日月曜日　午前１０時からです。場所が変わりますので、ご注意ください。

以上で本日の審議会は閉会いたします。本日は、皆様、どうもありがとうございました。

―― 了 ――